

令和4年度第3回枝幸町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午前10時30分～午後12時20分

2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2

3 出席委員

1番 松下正則	2番 今賢二	3番 関口真也
4番 向井地信之	6番 佐藤忠昭	7番 阿部桑吉
8番 中野勤	9番 寺前吉幸	10番 田中美代子
11番 諏訪隆	12番 平田勝一郎	13番 玉村良三
14番 高橋壮治		

4 欠席委員

5番 向井地靖浩

5 議事日程

会議録署名委員の指名 8番 中野勤 10番 田中美代子

会期の決定 1日間

事務報告

議案第1号 現況証明の発行について

議案第2号 現況証明の発行について

議案第3号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について

議案第8号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

議案第9号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

議案第10号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

議案第11号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について

議案第12号 農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による買入協議の要請について

議案第13号 農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による買入協議の要請について

議案第14号 農業経営基盤強化法第16条第1項の規定による買入協議の要請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤正勝

主査 秋田谷賢

主事 坂東桃江

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様おはようございます。ただいまから令和4年度第3回枝幸町農業委員会総会を開催いたします。はじめに高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。お忙しい中、第3回の農業委員会総会にご参集いただき誠にありがとうございます。

5月は天気が良かったのですが、牧草の収穫時期から天候不順となり、例年であれば一番草も終わりに近づくところ、農業者の皆さんは非常に苦勞されていると思います。

このような年は機械の故障が多くなり、また、農作業の遅れに伴う作業中の事故も懸念される場所ですので、十分に注意していただきたいと思います。

委員の皆様には日頃から農地をパトロールしていただいておりますが、担当地区に古い離農者の跡地等、権利設定されていない農地が見られます。

現況証明におきましても、そういった土地が今まで手を付けられずに長年農地としてそのままになっているところが散見されます。

人・農地プランの中でも、そういった土地を含め今後の利用を考えなくてはいけないこととなっております。地元で気づいたことがあれば、それぞれ対応していくことが大事な仕事だと思いますので、念頭に置いてパトロールに当たっていただければ幸いです。

例年6月の総会は参集人数の少なさを懸念されておりますが、幸か不幸か天候不順もあり、ほぼ全員の参加により開催できることを大変嬉しく思います。本日も議題が多くありますので、慎重に審議のうえ決定いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

出欠の状況を申し上げます。5番 向井地 靖浩委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は13名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

日程第2

会議録署名委員 の指名

議長

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。

8番 中野 勤委員、10番 田中 美代子委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3
会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。
会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日1日といたします。

日程第4
事務報告

日程第4 事務報告を事務局より報告願います。

事務局

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第5
議案第1号

日程第5 議案第1号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書1ページ 読み上げ)

本件は5月2日に地目変更に伴う現況確認の願い出を受理し、5月16日に高橋会長、玉村委員、今委員、向井地 靖浩委員、阿部委員により現地確認を行っております。
場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料1ページから2ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第1号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6
議案第2号

日程第6 議案第2号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書2ページ 読み上げ)

本件は5月2日に地目変更に伴う現況確認の願い出を受理し、5月16日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地 靖浩委員、阿部委員により現地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料3ページから4ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第2号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

11筆のうち5筆が農地・採草放牧地以外という内容での現況証明となります。

委員

不動産屋に売る目的で、全体の現況を原野にするという内容だったと確認しております。売るための現況証明は農業委員会の業務ではなく、私たち農業委員には農地を保存して守り、復元するという使命があります。

現地を確認し、一委員としてこの全地を農地以外とする現況証明は認められないと意見した結果、所有者側が私のところに異議を申立てにきました。委員として、地域の農業を守る立場としてお話しし、最終的に理解はしていただきましたが、農業委員の使命を守ろうとした委員個人が批判を受けるとするのは、どういうことでしょうか。

私は以前、国道沿いの農地0.5aを農地以外にする現況証明の際にも、利便が悪い、狭い、傾斜があるという理由で認めるべきではないと反対しました。

経済団体や町等を一体化した酪農収益強化事業である枝幸町クラスター協議会で牛舎や機械全て整備し、町を含めて一生懸命活動しているのに、軽率な農地転用、他業種への売買のための現況証明はおかしいと思えます。

場所によっては耕せない場所もありますし、労働力の低下や離農によってどうしても手が回らないのが現実です。しかし、敢えて農地外にする必要はあるのでしょうか。多少木が生えていたとしても、農地を守ることを意識して現況証明を出さなければ、全てが原野になってしまいます。

離農後少し経って笹が生えれば原野、近隣に木があるから原野に地目変更して売ろう、そのような考え方で枝幸町の農地を守っていけるのでしょうか。

今、温暖化で草が枯れ、どんどん農地が減り、食の安全保障が世界的な問題となっています。

自給率向上の点においても農地を守らなくてはならず、近い将来には枝幸町でも、今未利用の土地が畑になる可能性があります。それを安易に農業者以外に渡してしまうと、農地に戻せなくなってしまいます。

まして今はウッドショックで木材が足りない状況です。歌登は森林が豊富ですが、農地と森林の境目は分筆されているわけではありません。一部森林となっている筆は農地ごと買わなければ木が買えないため、こういった議案が出てきます。農業委員会は外に農地を売るための窓口ではないのだから、しっかりと守らなくてははいけません。

議長

未利用の土地を農業者以外に売買するために農地以外とするという現況証明がありますが、今私達が営む農業は先代から築いてきたもので、これをまた次の代へ続けていかななくてはなりません。自分の経営で未利用だとしても、食料自給率等々の問題でいずれ子の代、孫の代が使う可能性は往々にしてあります。

やはり農業委員は安易な農地転用や地目変更を認めず、農地は農地として守る、という強い意志を共有しなくてはいけないと思います。

委員

例えば現況が原野であっても、出来るだけ隣接の農業者に引き受けてもらえれば、町外への流動化は防げます。

また、CO₂削減、肥料削減等により粗飼料の収穫力が落ちれば、同じ頭数でも大きな面積が必要になります。この土地も縁を押せば約5haの立派な農地にできますよ。

農業者は、経営地の近隣は原野を含め出来るだけ自分の所有地にする、というのも大事な農地を守る行動です。隣に木が生えて浸食してきた時、自分の土地であれば処理できますが、他人の土地ではそうはいきません。農業者が自分の土地を侵食されないためにも、山林原野を含めて農地の現況をしっかりと判断するべきです。

未利用の土地を耕作放棄地と言う本州と違い、北海道では耕作放棄ではなく一時的に休んでいるだけ、という考え方です。規模拡大の際に5haの土地があれば活用できるのです。

現況証明の議案においては、その思惑、土地の流れを予想したうえで正確に判断いただきたいと強く要望します。

議長

皆さんで考え方をひとつにして、現地確認等々の裁量に当たりたいと思います。

他にご意見ございませんか。

委員

この議案には賛成できません。先ほど委員が言われたとおり、広さや現況から、草地になり得る土地と考えます。

議長

再度確認しますが、11筆のうち5筆は農地として維持し、6筆は農地以外とするという内容です。

委員

5筆が農地となるということであれば、わかりました。

委員	<p>「所有権移転に係る公簿地目の変更のため」という必要事由が誤解を招いています。農地は農業者以外に所有権移転はできないので、この部分は事由が違いますね。この場合は現況確認と証明を分けて提議すべきと考えます。</p>
議長	<p>現況として11筆を証明してほしいとのことなので、それぞれ農地・農地以外として提議しています。</p>
委員	<p>必要事由に「所有権移転」と入っているせいで誤解を招いているのだと思います。</p>
議長	<p>農業委員会で農地として証明している部分は農業者以外に売買はできないので、願い出のあった全てに対し現況を証明するものと判断しています。</p>
委員	<p>農地と農地以外それぞれの受け手に対し所有権移転するというのであればこの事由でも理解できますが、今回は農地部分を所有権移転しないのですから、必要事由が違うと思います。</p>
議長	<p>所有者が願い出た土地に対して農業委員会が証明するというものですので、この事由で提議しています。</p>
委員	<p>全地を原野にして所有権移転する予定だったものから一部を削除したために、このような記載になったのではありませんか。変更にしたのであれば「所有権移転のため」ではなく「現況確認のため」等と記載すべきと思います。</p>
議長	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>農業委員会として証明するのは「所有権移転のため」ではなく「農地が農地であるか」までですので、次回から「公簿地目変更のため」という事由にします。</p>
委員	<p>農業委員が農地を見る場合、誰が買うかではなく農地かどうかの判断で、その結果を受けて売るかどうかは所有者が考えるものです。判断によっては所有者から抗議を受けることもあります。農業委員には守秘義務が課せられています。誰が何を言った等、人には言えません。</p> <p>土地の評価や斡旋で揉めたとき、地域の委員は公平な立場になればなるほど批判を受けます。これは農業委員の宿命で、それでも公平に見なくてはならないのです。</p>
議長	<p>色々ご意見いただきましたけれども、今後は必要事由の記載に注意しながら進めたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>

委員

売買等について、私は何も知りませんでした。事務局は経緯や内容を知っているのであれば、事前に説明してほしいです。具体的な説明もなく採決はできません。

議長

ご意見として承ります。地域の状況やその時の事情をどうしても考えてしまいますが、農業委員としての公平な目線を考えると、どこまでそれを組み込むべきか、難しい判断をしなくてはならないところがあります。

あまり状況や事情を考えずに農業委員としての職務を遂行すると結果はスムーズに出ますが、どうしても状況やしがらみが邪魔をして、その葛藤で上手く進められないのが現状かと思えます。

いずれにせよ、このような意見が委員さんから出てきたということは、説明不足な部分があると痛感しています。農業委員会には守秘義務もありますので、今後事務局にはその辺を含めつつ説明していただく方向で考えたいと思います。

守秘義務に関して、この件で委員個人に直接抗議があったということは、農業委員会の総会、打合せの内容等が外に出てしまったものと思います。春に農業会議から講義いただいたように、委員としての行動、守秘義務等をしっかり心に留めて業務を遂行されますよう、よろしく願います。

他にございませんか。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

委員

「原案のとおり決定した」と仰いましたが、必要事由もこのまま所有権移転に係るものとして決定するのでしょうか。この部分は変更となるのではないですか。

委員

修正して決定した方が良いと思います。

議長

必要事由の「所有権移転に係る」という文言を削除して決定したいと思います。

事務局	<p>(議案書 3 ページ読み上げ)</p> <p>提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。</p> <p>(議案書 4 ページ読み上げ)</p> <p>場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 5 ページから 6 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。</p> <p>以上、議案第 3 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>元の牛舎周辺も同じ方が借りられるのですか。</p>
議長	<p>そうです。</p>
委員	<p>直接関係ありませんが、ここは以前、大手の木材会社から牛舎と堆肥舎を使わせてほしいとの申出があった土地です。今後もこういった案件は増えてくると思えますので、地元委員さんにも把握しておいていただきたいです。</p> <p>貸借して全体を保全するというのは良いことだと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしの声多数)</p> <p>質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積計画 (使用貸借) の決定について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>(議案書 5 ページ読み上げ)</p> <p>提案します権利の設定につきましては、使用貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。</p>

日程第 8
議案第 4 号

日程第 9
議案第 5 号

議長

(議案書 6 ページ読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 7 ページから 8 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第 4 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 9 議案第 5 号「農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 7 ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、使用貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書 8 ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 9 ページから 11 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第 5 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

日程第10
議案第6号

事務局

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第6号「農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書9ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、離農による新規の使用貸借で、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

6月1日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、中野委員、寺前委員により農地評価を行いました。売買による所有権移転の時期を来春以降と希望されておりますので、それまでの期間の使用貸借となっております。また、所有権移転につきましては、第7号議案と併せて、令和5年度から令和7年度の3カ年で計画しております。

それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書10ページ 読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料12ページから15ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第6号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

賃貸借でなく3年の使用貸借というのは、年金か何かの関係でしょうか。

事務局

令和5年から令和7年に売買をすることが決まっておりますので、その間の使用貸借です。

委員

その間の管理ということですね。わかりました。

議長

本件は地域の担当委員が全て意見集約し、地域からも了解いただいております。

他にございませんか。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

日程第 1 1
議案第 7 号

事務局

異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 7 号「農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 1 1 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、離農による新規の使用貸借で、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

6 月 1 日に高橋会長、玉村委員、佐藤委員、中野委員、寺前委員により農地評価を行いました。売買による所有権移転の時期を来春以降と希望されておりますので、それまでの期間の使用貸借となっております。また、所有権移転につきましては、第 6 号議案と併せて、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 カ年で計画しております。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 1 2 ページ 読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 1 6 ページから 1 8 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第 7 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 2
議案第 8 号

事務局

日程第 1 2 議案第 8 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 1 3 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、相対により所有権を移動するもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書14ページ 読み上げ)

5月9日に高橋会長、玉村委員、松下委員、佐藤委員、寺前委員、諏訪委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料19ページから20ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第8号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

日程第13
議案第9号

日程第13 議案第9号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書15ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、相対により所有権を移動するもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書16ページ 読み上げ)

6月2日に高橋会長、玉村委員、松下委員、佐藤委員、寺前委員により農地確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料21ページから22ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第9号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

ここは所有者が離農する際にどうしても受け手が見つからず、今は草を刈っていない土地ですね。こういう土地

であっても、今後も酪農を継続されるであろう方に土地を取得してもらおうというのはとても良いことだと思います。

議長

他にございませんか。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

日程第14
議案第10号

日程第14 議案第10号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書17ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、保有合理化事業による賃貸借の終了に伴い、北海道農業公社から売渡を行うものです。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書18ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料23ページから27ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第10号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 5
議案第 1 1 号

事務局

日程第 1 5 議案第 1 1 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 1 9 ページ 読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、贈与により所有権を移動するもので、6月9日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、阿部委員、田中委員により農地確認を行っております。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書 2 0 ページ 読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 2 8 ページから 2 9 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第 1 1 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第 1 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 6
議案第 1 2 号

事務局

日程第 1 6 議案第 1 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書 2 1 ページ 読み上げ）

本件は、離農跡地の所有権移転による利用調整について所有者から申出があり、〇〇氏に売買が決定いたしました。が、資金面の都合によりすぐに売買ができない状況にあります。

このことから、農業委員会では周辺の農地保有状況や将来の見通しから効果的かつ安定的に農業経営を営むものに対する利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と判断し、買入協議を町に要請するものです。

この要請を受け、町は農業公社へ買入協議を要請し、所有者へ買入協議を行う旨を通知します。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料30ページから35ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第12号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

日程第17
議案第13号

日程第17 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書22ページ 読み上げ)

本件につきましても、離農跡地の所有権移転による利用調整について所有者から申出があり、〇〇氏に売買が決定いたしました。資金面の都合によりすぐに売買ができない状況にあります。

このことから、農業委員会では周辺の農地保有状況や将来の見通しから効果的かつ安定的に農業経営を営むものに対する利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と判断し、買入協議を町に要請するものです。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料36ページから41ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、議案第13号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

日程第 18
議案第 14 号

お諮りします。議案第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 18 議案第 14 号は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇番〇〇委員が議事参与を制限されます。よって、〇番〇〇委員の退席を求めます。

(〇番〇〇委員 退席)

〇番〇〇委員が退席しました。議事に入ります。

日程第 18 議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 23 ページ 読み上げ)

本件につきましても、離農跡地の所有権移転による利用調整について所有者から申出があり、〇〇氏に売買が決定いたしました。資金面の都合によりすぐに売買ができない状況にあります。

このことから、農業委員会では周辺の農地保有状況や将来の見通しから効果的かつ安定的に農業経営を営むものに対する利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と判断し、買入協議を町に要請するものです。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 42 ページから 49 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第 14 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第 14 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

○番○○委員の入場着席を許可します。

(○番○○委員 入場・着席)

○番○○委員が着席いたしました。

以上で本日付議された議案はすべて終了しました。これをもって令和4年度第3回枝幸町農業委員会総会を閉会します。

終わりに、ひと言ご挨拶申し上げたいと思います。

先ほど皆さんから貴重なご意見をいただきました。農地を守るためには、一代だけではないという考え方が必要です。先代たちが長い年月をかけて山を切り開き、開拓してきた農地を、簡単に農地でなくすることができてしまうという現実があります。私自身、農業は一代では出来ないと考え、50年、100年先のことを意識しています。

自分たちの経営を含めて100年継続できる農業を目指し、農業委員会は農地を守り、さらに枝幸町の基幹産業である農業を守るという意識を再度確認していきたいと思えます。

皆様お疲れ様でした。

会議録署名委員 (議席8番)

(議席10番)